令和元年度第3回山形県公文書等管理委員会 議事概要

- 日 時/令和2年3月3日(火) 午後1時30分~午後3時15分
- ・場 所/山形県庁2階 講堂
- ・出席者/委員 伊藤委員長、和泉田委員、佐藤委員、髙橋委員、渡辺委員事務局 総務部次長、学事文書課文書法制主幹

実施機関·地方独立行政法人

教育庁総務課、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監查委員事務局、県警広報相談課、労働委員会事務局、収用委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、內水面漁場管理委員会事務局、企業局総務企画課、病院事業局県立病院課、山形県公立大学法人総務企画課

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 報告

答申(令和2年2月7日付公文委第2号)を受けての規程(案)の修正について

- 答申を受けての知事部局の公文書管理規程(案)の修正箇所について、事務局が報告した。(資料1、資料2)
- 委員から御質問があり、事務局が回答した。

<質疑応答>

(和泉田委員)

質問ですが、資料3を見ますと、総括文書管理者というのは、各行政庁、行政 委員会に1名ずついるということなので、例えば、11ページの52条4項を見る と、ここで総括管理者と言っているので、例えば、教育委員会では教育次長、選 挙管理委員会では書記長が、必要と認めたときは、自分の行政庁の文書管理者に 対して指示などができるといったふうになっています。

答申に付した意見としては、ここに、学事文書課長ができる規定を設けて欲しかったということだと思うんですが、規定にするとこうなってしまうけれど、実質はやはり学事文書課長が実施するという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

ただ今説明申し上げました資料は、知事部局の規程でございますので、知事部 局内の取扱いを定めたものでございます。 後ほど、御説明いたします他の実施機関、資料3で言いますと、2番から 16番まででございますけれども、それぞれの文書管理規程の中で、自らの組織の中での取扱いを定めるということになります。その中で、総括文書管理者もそれぞれ定めるということになります。

学事文書課がチェック機能を果たすということを他の実施機関の訓令の中に書くというのは、例規の性質からなかなか難しいということで、今回はやめたということです。

ただ、実際は、学事文書課に相談が来れば、レコードスケジュールの設定についても相談に乗りますし、現実的にはそういった取扱いとなります。

(和泉田委員)

ありがとうございます。多分組織の規程の中では、こういう在り方はやむを得ないものだと思います。これに関しまして、国のやり方を参考にして、ちょっと意見がありますが、それはまた後でいいでしょうか。

(伊藤委員長)

今の報告と離れた内容であれば、後ほどお願いします。

4 協議

(1) 諮問に係る審議

各実施機関(知事部局を除く。)及び各地方独立行政法人の文書管理規程(案) について(15件)

- 文書管理規程(案)についての15件の諮問の内容について、事務局が取りま とめて説明した。(資料3~資料4-15)
- 各委員から御意見等があり、事務局が回答した。

<質疑応答>

(和泉田委員)

包括準用している行政委員会の規程に関しまして、条例の元規定である第 10 条 2 項を見ると、文書管理規程には公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならないということで、(1) から (7) で、作成に関する事項とか整理に関する事項、保存に関する事項などと細かく規定していて、それを文書管理規程に定めるという条文があります。

知事部局の規程は非常に忠実にそのとおりになっています。例えば、山形県選挙管理委員会の規程では、19条1項で、「条例第10条2項各号に掲げる事項は知事部局を準用する」となっていて、これは明確でよろしいのかなと思います。ただ、例えば、海区漁業調整委員会処務規程、資料4-9ですと、第5条で、「文書の取扱い並びに職員の服務に関する事項ついては」としか書かれていない。そこで、例えば、「条例第10条第2項に関することについては」とか、あるいは列挙されていることをここに書くことで、条例が制定されたことを、当該行政委員会に明確に示して、訓令においてきちんと守りますよということを明示するという方法もあると思うんですが、ここでそうしていないことについて何か特に理由が

あれば教えていただきたいと思います。

(事務局)

ただ今の委員のお話にありましたとおり、この処務規程を改正して、その中に必要な情報を追加するというのも、手法の一つとしてあるんですけれども、現在の処務規程のこの条項では、文書の取扱いと服務に関する事項を定めていますので、このうち文書の部分だけを増やすというのはバランスが悪いというのもございます。その後に、内容を補完する通知案を付けておりますけれども、これも命令でございまして、訓令というのは命令の集合体で、この通知も命令ということで、この二つの合わせ技で文書管理規程として位置付けるという考え方でございます。

(和泉田委員)

そういうことであれば、これは依命通達ですか。

(事務局)

これは任命権者の通達になります。

(和泉田委員)

この通知に、規程第5条にいう文書の取扱いとは、何々を示すということで、 条例第10条2項各号を入れ込むという方法もあると思うんですが、そうしなかっ た理由があれば教えていただきたいと。

(事務局)

特に、どうしても規程を改正しないという特段の事情はないんですけれども、 このスタイルで構わなければこれで行きたいということでございます。

(伊藤委員長)

いかがでしょうか。

(和泉田委員)

個人的には不満はございません。

(伊藤委員長)

それでは、御確認いただいたということで。他に御意見ありませんか。

(佐藤委員)

その資料3の網掛け部分のところで、準用しているところは、別表がないということになると思いますが、これは各機関、組織で知事部局のものを読み替えるということで問題はないんでしょうか。

(事務局)

準用しているところにつきましては、別表も含めて準用しておりますので、現在の知事部局の規程案の別表で読み込めるということなんですけれども、ただ、 運用していく上で、どうしても無理があるなというようなところが出てくれば、 また改めて対処することを考えております。

(佐藤委員)

ぜひ、その運用上の無理がないのかというところは、各機関でよく点検して、 今後は各組織に沿ったものを作るという方が私は望ましいとは思いますが。意見 としては以上です。

(伊藤委員長)

それでは、意見ということで。他にいかがでしょうか。

(佐藤委員)

確認だけなんですけど、資料3で、規程の責務とか作成義務とか正確な文書作成とかという、第13条、14条、15条、16条あたりは、準用される委員会もみんな同じように、その責を負うということでよかったんですよね。

(事務局)

おっしゃったとおり、準用されます。

(佐藤委員)

そうであれば、和泉田先生からもあったとおり、新たにそうなったということが各委員会にちゃんと通達がいって、それぞれが心掛けるようになるよう、運用上配慮されることを期待します。

(事務局)

そもそも、作成義務のところは条例事項になっていますので、それを任命権者 として、改めて訓令の中で規定したという位置付けですので、それは準用してい る実施機関でも同様に扱われるものと考えております。

(伊藤委員長)

他にいかがでしょうか。

(佐藤委員)

県教育委員会公文書管理規程の資料 4-1 についてお聞きしたいんですが、アーカイブズ学においては、学校資料というものは非常に重要であると言われています。

小・中・高は、地域の歴史であるとか、教育等を支えてきた地域の記憶装置という意味で、学校資料が重要であるというふうに考えられておるのですが、まずこの教育委員会の規程が、各学校にも適用されるという理解でよろしいですよね。

(事務局)

はい、適用されます。

(佐藤委員)

例えば、これから学校がなくなるとか大きな組織が変わるとかあると思います。 また、古い学校にはそれなりの歴史があって、歴史的な資料があります。各学校 の歴史がしっかり残るような別表なり運用なりにしていただきたい。特に各学校 の歴史に関する文書は、別表だとどこで残すことができるのかなと思うところで した。

(事務局)

学校の歴史というのは、どういった意味なのでしょうか。それぞれの学校の積み重ねが歴史になるかと思うんですけど。

(佐藤委員)

歴史的な時間の長さで重要になりうる文書という意味で考えたときに、やはり 学校の日誌類であるとか、特に廃校になる場合のその廃校関係の資料、逆に新し い学校ができる時の資料。今で言えば、探求科が生まれたわけですけれども、そ ういう新たな教育施策に関するようなもの。例えば各学校で初年度どんな実績があったかっていうのも重要になると思う。あとは歴史的な事件に関わるようなものをやはり残していく必要があると思うんですけれども、そういった文書の保存をこの規程の中でどう担保するか、どこらへんで適用できるかっていうことですね。

(事務局)

たぶん廃校の時のことを想定した作りにはなっていないと思います。文書管理 規程は、日頃の業務についての規程ですので、廃校になれば、その廃校になった 歴史について保存していきましょうと、また別の手続を教育委員会なりでやって いくということになるだろうなと思いますけれども。教育委員会からも出席して おりますので、何かありますか。

(教育委員会)

今ご意見いただいた件なんですけれども、これからは少子化などもあって、廃校になる学校も多く出てくるのかなと思っておりますが、これからの検討ということで、今御意見にございましたとおり、廃校等があった場合には、関連する文書は歴史的公文書等々に読めるように、運用上でさせていただきたいなと思っているところでございます。

(和泉田委員)

地方公共団体の学校は、確か条例で設置したり廃止したりしていると記憶してますが、そうであれば、条例・規則の制定改廃に関する事項ということで、30年保存した後に移管ということになるんでは。

(事務局)

和泉田委員がおっしゃったとおりであります。また、教育委員会の規程別表第 1号の3(1)行政組織機構に関する事項という項目もございますので、組織や 定数等が変われば、それに関する公文書は30年保存されて移管ということになっ てまいります。

(伊藤委員長)

廃校に関しては、ここで読めるということですね。

(事務局)

佐藤委員が想定している業務日誌というところまでは、多分この規程では想定 していないですから、そういったものについては、積極的にそういうものを残し ていくという手続きと言いますか、行為が別途必要になってくると思います。

(佐藤委員)

逆に、捨てようとした場合には、委員会にかかるんですか。

(事務局)

通常の日誌であれば、1年未満となる可能性もございます。日誌と言ってもいるんな日誌がありますけれども、どれも移管にはなっていないと思います。ただ、廃校になるっていう特別な事情は、歴史的なものとして必要だということで、また別途、保存するための手続きが出てくると思います。

(佐藤委員)

学校資料というものがやはり学校の個性として長く残るように、教育委員会で配慮をして、また各学校で配慮をしていただきたいということを申し上げたいと思います。

(伊藤委員長)

それでは、御意見ということで、ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。御意見、御質問はよろしいでしょうか。

(佐藤委員)

歴史公文書の基準のところでも話が出てくるんですけど、ここで一言申し上げておきたいのが、県史編さんの資料になったものっていう規定をあげていただいてるんですが、県史編さんの他に県史に類するものっていうのがあると思うんですね。県の教育史であるとか、各団体の歴史をまとめた冊子、そういう編さんの資料の元になったものは、この別表の段階で、長い保存期間にして、最終的に特定歴史公文書として移管するというように書いていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

具体的に別表などに追加するということでしょうか。

(佐藤委員)

知事部局に入っているのであれば、他にも書けないことはないのかなと。

(事務局)

そこは、それぞれの実施機関なり法人の検討が必要だと思いますので、答申の際の意見という形で付けていただければと思います。

(伊藤委員長)

では、この点は答申の意見部分に書くこととしたいと思います。

(伊藤委員長)

他に意見等はないでしょうか。

それでは、答申の方向性について、まとめてまいりたいと思います。

原案の変更については特に意見はなかったと思いますが、ただ今の御意見、県 史に類するものについて意見を付すということで。文言については、事務局と調 整して、意見を付して、原案のとおり了承するということでよろしいでしょうか。

(委員一同 了承)

(伊藤委員長)

ありがとうございます。それでは、意見の文言は私に御一任いただき、私が確認して皆さんにも御報告するという形で進めてまいりたいと思います。

なお、先程の説明にもありましたが、海区漁業調整委員会と内水面漁場管理委員会につきましては、本日は案ということですが、正式な諮問があった場合には、 同様の答申を行うということで、御了承いただきたいと思います。

また、答申書の作成につきましては、委員長に一任いただきたくお願い申し上 げます。

(2) その他の協議等

- ① 山形県公文書等管理委員会運営要領(案)について
 - 運営要領(案)について、事務局が説明した。(資料5)
 - 各委員からの御意見等はなく、原案について了承された。
- ② 諮問事項等に係る包括承認について
 - 諮問事項に係る包括承認及び意見聴取事項に係る包括承認について、事務 局が説明した。(資料6、資料7)
 - 各委員から御意見等があり、事務局が回答した。

<質疑応答>

(和泉田委員)

資料7の廃棄に係る包括承認についてなんですが、国はどのような取扱いになっているか教えていただけますでしょうか。

(事務局)

国は、1 年未満の保存期間に設定できる公文書について例示しております。例示にないものについては、廃棄したものをリストアップして公表することとなっておりますけれども、本県の場合は、1年未満の保存期間にできるものを、例示ではなくて、限定列挙しております。ここが違う点でございます。

(和泉田委員)

国の場合は、個別の廃棄に関しまして、公文書管理委員会に諮るということはしてますでしょうか。

(事務局)

国は、委員会には諮っておりません。委員会には諮らないで、その代わりというわけではないですけれども、廃棄したリストを公表するという仕組みになっております。

(和泉田委員)

県の場合の公表は、どのような形になっていますでしょうか。

(事務局)

本県の場合は、1年未満に設定できるものは限定されておりますので、それ以外のものはない、ということで公表するものもないということになっております。 ただ、公文書管理委員会にかける公文書から除外されておりませんので、このままだと、1年未満もすべて意見聴取することになってしまいますので、そうしますとリストだけでも膨大な量になってしまいます。

規程で、歴史公文書は1年未満にはできないことになっておりますので、そこは担保されておりますので、リストを作って公表するということはしないです。

(佐藤委員)

関連してですが、意見を付すことができるようであれば、「恣意的な拡大適用にならないように」といった意見を付すことが必要なんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。1年未満にできる公文書を無制限に拡大しないように厳格にしなさいよという意見を付すということでいかがでしょうか。

(伊藤委員長)

限定列記してあるものを、きちんとそういうふうにやってくださいという念押しのようなことですね。これについて御意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、正式な諮問は次回、新年度にということですけれども、そのときに 考慮するということで。どちらも今年の4月からの取扱い上、必要ということで すので、本委員会でこの案について、とりあえず承認しまして、そして正式な諮 問のときには、今回、このような意見があって、答申に意見を付したいというこ とで引き継ぎたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、改めて確認しておきたいと思います。一つは、組織改編などに伴う、 内容の変更を伴わない、文書管理規程の一部改正については、包括的に承認し、 都度の委員会への諮問は必要としないこと。二つ目は、保存期間が1年未満の公 文書には、歴史公文書が含まれないものと包括的に承認し、廃棄の際の委員会へ の意見聴取を必要としないことについて確認させていただきたいと思います。

- ③ 特定歴史公文書の利用請求に対する処分に係る審査基準(案)について
 - 審査基準(案)について、事務局が説明した。(資料8、資料9)
 - 各委員から御意見等があり、事務局が回答した。

<質疑応答>

(佐藤委員)

資料9の1ページ目(1)で、30年原則のことが書いてあるんですが、これはまず大前提として、30年間は個人情報は見せないということではなくて、あらゆる情報が、基本30年を区切りにして開示される、ただし、という原則であることは確認しておきたいと思います。その上で、「個人情報については・・・30年以上の一定の期間が経過し」って書いてあって、すると、個人情報全体が、50年か80年か110年かを経過しないと読むことができないように見えてしまうんですが、その点はいかがなんでしょうか。前のところに「30年を超えないものとする考え方」とあるのと矛盾するんじゃないでしょうか。

(事務局)

基本的には、国の取扱い、あるいは国の取扱いに準じて、国の審査基準に倣って作ったものですので、国の取扱いと違えるつもりはないんですが、もし表現に 矛盾があるということであれば、更に検討したいと思います。

(和泉田委員)

たぶん、今の御質問は、個人識別情報は、30年以上経てば原則開示。だけれども、個人識別情報であって、学歴、職歴とかそういったものは50年、とかそういうふうに考えると、やっぱりこのような記述でよろしいのかなと思います。でも精査されるのはいいと思います。

(事務局)

パブリックコメント中ですので、いろいろな御意見をいただきながら、表現についても精査してまいりたいと思います。

(伊藤委員長)

それでは、精査していただくということで、よろしくお願いします。他には。 (和泉田委員)

今回の重要な問題と外れるんですが、2の各種法令秘情報の②に「実施機関が法律上従わなければならない各大臣その他国の機関の指示」とありますが、よくよく考えてみれば、実施機関が従わなければならない指示というはないんですね。指示について、国地方係争処理委員会等で、従わなければならない勧告というのはあるかもしれませんが、あるいは、さらに訴訟になって、その訴訟で義務付けされれば、それは従う義務が生じてきます。そういう構造からして、何かおかしいような気がするので、情報公開、あるいは個人情報保護のことについても併せて検討しなきゃいけないような気がしますので、これもパブリックコメントで言った方がいいんでしょうか。

(事務局)

ただいまの御意見で頂戴いたします。法定受託事務等の大臣の指示等を想定しているのかなと思うわけなんですけれども、議論を踏まえまして、再度見直したいと思います。

(伊藤委員長)

それでは、そのようにお願いいたします。

(佐藤委員)

この審査基準というのは、基本的には、個人情報、法人情報の保護というのが 念頭にあるんだと思うんですが、資料8の条例第15条(1)のハというのはそれ だけではなくて、それより広いものを定めていると思うんですが。例えば、刑の 執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあるっていうようなこ とを、30年経ったのでもう保護すべきような情報じゃないねっていうことで不開 示をやめるときの審査基準がこちらにないというのはちょっと不備かなと思うん ですが。ハやニについても、これに盛り込むべきなんじゃないんでしょうか。

(事務局)

ただ今の議論にありました部分の審査基準につきましては、資料9の1ページの2になります。特に2(2)の個人情報につきましては、特に時の経過を考慮した、30年基準というものを特出しして別添で定めているということでございます。個人情報以外のものの時の経過の具体的基準というものは、ここには入れていない、というつくりになっています。

(佐藤委員)

個人情報について、時の経過を考慮して出さないというのはいいと思うんですけども、二の部分については、時の経過を考慮して基本的に公開していくということが必要だと思います。公共の安全と秩序の維持、例えば警備計画なんかで、すぐ公開してはいけないということになるんだと思うんですけれど、これも 30 年、50 年経ったから公開してもいいよねって言うための 30 年原則だと思うんで。だから、二についても、当然に 30 年原則はかかるというふうに基準を作るべきだと思います。

(事務局)

個人情報とその他の情報の違いなんですけれども、個人情報は、個人の権利・利益を侵害するしないにかかわらず、個人が特定されるものは対象外という扱いになっているわけです、現用文書では。ただ、それ以外の法人情報や行政執行情報というのは、特定されれば即、不開示情報になるのではなくて、具体的にその法人に対して利害を侵害するかどうか、個別の判断っていうのがその都度行われるっていうことでありますので、それは歴史公文書になっても、同じような形で審査をしていくというふうなことです。今回は、個人識別情報型の個人情報についてのみ基準を設けていきたいなというふうに考えております。

(和泉田委員)

もともとの条例に、「作成又は取得されてからの時の経過を考慮する」と書いてあるので、ここで考慮するんですよね。それに従って基準を読むと、個人情報について、他にも参照すべき文章はないかというふうに見ていくと、その他の基準については、ここに書いてあるとおり、プラス作成又は取得されてからの時の経過を考慮すればいいという構造なので、まずは条例に書いてあるから真っ先に考慮しなきゃいけないということです。

(佐藤委員)

そういう意味であれば。

(事務局)

パブリックコメント中ですので、また御意見等があれば、パブリックコメント を通じないで直接事務局に御意見、御提案いただければ、検討させていただきた いと思います。

(佐藤委員)

大事なところなので、重ねて申し上げたいんですけど、特定歴史公文書、アーカイブズという制度ができることのキモというのは、やはり情報公開とは違った、より制限の少ない中で情報を見ることができるということですので、そこをよく考慮していただきたい。そうでないと情報公開条例で見せていたのとほとんど変わらないということになってしまうのでよろしくお願いします。

(和泉田委員)

情報公開制度よりも広いのか狭いのかっていうのは、条例 15 条に書いてあること以上のことは、勝手に決められないので、条例 15 条の解釈によるというふうにするしかないのではないかと思います。

(渡辺委員)

ただ今の点は、和泉田先生の御意見のとおりだと思います。

それから、今の部分とちょっと違うんですけれども、15条第3項の部分開示のところで、情報公開条例(第5条第3項)では、「ただし、当該開示部分に客観的に有意な情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」となっているんですが、この条例では「客観的に」という文言が入っていないんですが、解釈上は変わらないものだと理解していたんですけれども。

この審査基準の9ページ(3)「有意な情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」の②の「有意」性の判断について記載されている部分で

すと、「「有意」性の判断は、利用請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものである。」となっています。情報公開条例の解釈では、「請求者の請求の趣旨に照らして有意な情報が何もないと認められる場合等」は開示しないというのが解釈の基準に書いてありまして、何となくこれとの齟齬を感じてしまったんですけれども。

請求者の趣旨というのは、請求者の意図とも捉えられる部分だと思うんですけれども、それに沿って客観的に決めると記載した方が、より本来の考え方に沿うのかなと思ったんですけれども、この点の事務局の考え方を教えていただければと思います。

(事務局)

渡辺委員の御質問はごもっともだと思いますので、他県の基準の実態なども調べた上で、この規定をどうするか検討したいと思います。

(伊藤委員長)

それでは、検討していただくということで、よろしくお願いします。

(佐藤委員)

7ページ3 (1) の3行目の「その原秩序の維持に支障が生じる可能性があるときは」とあるんですけれども、「原秩序」の前に「原形」と入れていただいた方がいいと思います。秩序というのはここでは簿冊の中の書類の並びをいうと思うんですが、一枚物の書類が壊れることを、秩序が壊れるとは言いませんので、「原形及び原秩序」とした方がいいかなと思います。

あとは、その下に原本の修復を行うと書いてあるんですが、これはできればですが、副本とか複製の作成に努めるというような文言を追加できませんか。結局、原本は見られないけど、その他の手段で見ることができるような何かを、またそれに努力するっていうような文言があるといい。壊れているからこれは全然見られませんということで外さないで、見せられるところは見せるような手段を、修復で見れないなら副本とか複製を公開、というような言い方をできないかということなんですが、いかがでしょうか。

(事務局)

趣旨はごもっともだと思いますので、実際はそのような形で行きたいと思いますが、これは審査基準ですので、その中に副本、複製というのがふさわしいかどうかを判断、検討させていただきたいと思います。

(伊藤委員長)

よろしくお願いします。他にございますでしょうか。

それでは、いろいろと検討していただく事項が出ましたけれども、それを含めて再検討いただくということでよろしいでしょうか。

④ 山形県歴史公文書の選定方針(案)について

- 修正した選定方針(案)について、事務局が説明した。(資料 10)
- 各委員から御意見等があり、事務局が回答した。

<質疑応答>

(佐藤委員)

先程も申し上げたところですけども、第3(1)ロの「県史編さん」となっているところを「県史編さん及びこれに類するもの」と広げていただければなと。

(事務局)

検討いたします。

(伊藤委員長)

その他、いかがでしょうか。

それでは、ないようですので、選定方針については、ただ今の点を検討していただくということで。来年度からは、こちらの選定方針に沿って、歴史公文書であるか否かを判断するということになるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、予定されておりました協議は、全て終了となります。

⑤ その他

○ 各委員から御意見等があり、事務局が回答した。

<質疑応答>

(和泉田委員)

国は2017年のガイドラインの改正でいろんな提言をしてますが、そこで、内閣府に公文書監察室というのを設けました。各府省においては総括文書管理者がいまして、文書管理についてのそのトップとすると。公文書監察室は、内閣総理大臣の報告を受けたり、例えば、条例で言うところの第9条3項で、県の場合は知事となっていますが、国の場合は内閣総理大臣となってるんですが、何か必要があると認める場合には、公文書の管理について資料の提出を求め、実地調査を職員にさせることができるとか、そのような、他の府省に調査権限を伸ばしたり、法律には、文書管理がちゃんと行われていないようだと勧告する権限があるんですよね。そのような権限について、具体的には内閣府に公文書監察室を設けてそのようにするというそういった体制がとられるんだと。

さっきの学事文書課長さんが担うべき業務というのは、何かそれに近いものがあるような気がしますので、佐藤先生が前からおっしゃってたように、全体の行政機関について目を配らせて、そのような知事の代わりに、条例では勧告の権限まではないのですが、そこに至るところまでは調査するっていうような権限があるので。ただ、先ほどの文脈で言った意見を述べるみたいなことがそれに当てはまるかどうかはちょっとまだよく検討してみないとわからないんですが、将来的にはそのような国でいう内閣府の監察室のような、そういった機関について検討されてはいかがかなと。意見というか、御紹介までっていうことで、述べさせていただきました。

(事務局)

新しい専門の組織を立ち上げるっていうと、お金もエネルギーもかかるということで、今すぐには考えられないんですけれども、将来的にですね、そうい

うものも必要性が出てくれば考えたいと思います。

(佐藤委員)

今のことに関わってのことなんですけれども、知事部局以外のところから移 管で歴史公文書が学事文書課に来るわけですよね。その時に、何だこれは、と いうような基準外の文書が学事文書課に来た時には、もうどうしようもないと いうことでしょうか。

(事務局)

何だこれはというのは、歴史的に価値がないということでしょうか。

(佐藤委員)

歴史公文書に該当しないような文書が来ても、何ら押し返す手段がないのかなと。

(事務局)

任命権者はばらばらですけれども、これまでも、各任命権者と連絡調整をしながら進めておりますので、そのようなものがあれば、これはどうなんだろうねっていう話になると思いますので、そこはあまり心配しておりません。

(佐藤委員)

うまく運用していただければと思います。また、逆も然りですね。当然に来るべきものが来ていないっていうときには、強くは言えないにしても、知事部局以外の機関ともある程度の調整をしていただければと思います。

(伊藤委員長)

それでは、そのような場合には、うまく連絡調整していただきたいと思います。ありがとうございました。

- 5 その他
 - 事務局より事務連絡
- 6 閉 会